

広島高等裁判所岡山支部 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税並びに消費税及び地方消費税更正処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国(岡山東税務署長)

平成24年2月16日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・岡山地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年8月10日判決、本資料261号-141・順号11731)

判 決

控 訴 人	甲
同訴訟代理人弁護士	福川 律美
同訴訟復代理人弁護士	長沼 徹
被控訴人	国
同代表者法務大臣	小川 敏夫
同指定代理人	大原 高夫
同	高木 幸典
同	重田 勉
同	青山 耕治
同	上田 誠
同	文屋 聡
処分行政庁	岡山東税務署長

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 岡山東税務署長が控訴人に対し、平成19年11月27日付けでした控訴人の平成12年分の所得税の更正処分のうち所得金額614万2636円、納付すべき税額25万8000円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- 3 岡山東税務署長が控訴人に対し、平成19年11月27日付けでした控訴人の平成13年分の所得税の更正処分のうち所得金額456万3740円、納付すべき税額15万4700円を超える部分及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- 4 岡山東税務署長が控訴人に対し、平成19年11月27日付けでした控訴人の平成14年分の所得税の更正処分のうち所得金額571万4309円、納付すべき税額10万3000円を超える部分及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- 5 岡山東税務署長が控訴人に対し、平成19年11月27日付けでした控訴人の平成15年分の

所得税の更正処分のうち所得金額864万2029円、納付すべき税額59万4400円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。

- 6 岡山東税務署長が控訴人に対し、平成19年11月27日付けでした控訴人の平成16年分の所得税の更正処分のうち所得金額559万6900円、納付すべき税額11万6000円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- 7 岡山東税務署長が控訴人に対し、平成19年11月27日付けでした控訴人の平成17年分の所得税の更正処分のうち所得金額518万9275円、納付すべき税額10万8000円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- 8 岡山東税務署長が控訴人に対し、平成19年11月27日付けでした控訴人の平成12年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成12年課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、課税標準額7481万2000円を超える部分、控除対象仕入税額を0円とする部分、納付すべき消費税45万5900円を超える部分、納付すべき地方消費税11万3900円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- 9 岡山東税務署長が控訴人に対し、平成19年11月27日付けでした控訴人の平成13年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成13年課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、課税標準額4964万8000円を超える部分、控除対象仕入税額を0円とする部分、納付すべき消費税29万2600円を超える部分、納付すべき地方消費税7万3100円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- 10 岡山東税務署長が控訴人に対し、平成19年11月27日付けでした控訴人の平成14年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成14年課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、控除対象仕入税額を0円とする部分、納付すべき消費税39万1800円を超える部分、納付すべき地方消費税9万7900円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- 11 岡山東税務署長が控訴人に対し、平成19年11月27日付けでした控訴人の平成15年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成15年課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、課税標準額8902万3000円を超える部分、控除対象仕入税額を0円とする部分、納付すべき消費税47万1700円を超える部分、納付すべき地方消費税11万7900円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- 12 岡山東税務署長が控訴人に対し、平成19年11月27日付けでした控訴人の平成16年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成16年課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分のうち（ただし、いずれも平成20年3月26日付け異議決定により一部取り消された後のもの）、控除対象仕入税額を0円とする部分、納付すべき消費税34万0900円を超える部分、納付すべき地方消費税8万5200円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- 13 岡山東税務署長が控訴人に対し、平成19年11月27日付けでした控訴人の平成17年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成17年課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、課税標準額4720万3000円を超える部分、控除対象仕

入税額を0円とする部分、納付すべき消費税27万7200円を超える部分、納付すべき地方消費税6万9300円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

1 本件は、岡山東税務署長が、控訴人の行った所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告につき、架空取引によるものや、業務の遂行上必要な支出であると認めることができない費用が必要経費に算入されているなどとして、控訴人に対し、平成12年分ないし平成17年分（以下「本件各年分」という。）の所得税の各更正処分及び加算税の各賦課決定処分をするとともに、課税仕入れに係る消費税額控除を認めることができないなどとして、平成12年課税期間ないし平成17年課税期間（以下「本件各課税期間」という。）の消費税及び地方消費税の各更正処分並びに加算税の各賦課決定処分（以下、上記各更正処分と上記各賦課決定処分とを併せて「本件各処分」という。）を行ったのに対し、控訴人が、本件各処分の取消しを求めた事案である。

原判決は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が本件控訴をした。

2 前提となる事実並びに争点及び争点についての当事者の主張等は、原判決6頁21行目の「本件各処分、異議決定、裁決等」を「本件各処分（平成19年11月27日付け）、異議決定（平成20年3月26日付け）、裁決（平成21年2月26日付け）等」と改めるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1ないし3（原判決5頁1行目から同9頁24行目まで）並びに原判決添付別紙1ないし3及び同別表1ないし4（枝番を含む。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1ないし5（原判決9頁26行目から同15頁1行目まで）並びに原判決添付別紙2及び3並びに同別表1ないし4（枝番を含む。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決10頁10行目の「それ以外」を「それ以上」と改める。

2 同10頁12行目の「後述する」を「後記4(2)で説示する」と改める。

3 同11頁15行目の「C関連法人」から同頁18行目末尾までを、次のとおり改める。

「控訴人は、C関連法人に機械装置の製作を外注したと主張するが、本件C領収証の中には、ただし書きに「工事代金」と記載されているものがあり（乙6の1ないし8、乙7の1ないし3）、このような領収証の記載自体、機械装置の製作を外注したとの控訴人の上記主張に沿わない。」

4 同11頁22行目の「はずであるにもかかわらず」を「と述べながら」と改める。

5 同13頁23行目の末尾に、改行の上、次の文章を付加する。

「(1) 調査手続の違法により更正処分等が違法となる場合は、調査手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し、又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたる等重大な違法を帯び、何ら調査なしに更正処分等をしたに等しいと評価を受ける場合に限られると解されるところ、本件調査においてそのような違法が認められるか、以下において検討する。」

6 同13頁24行目の「(1)」を「(2)」と、同14頁10行目の「(2)」を「(3)」と、同14頁22行目の「(3)」を「(4)」と、それぞれ改める。

7 同14頁22・23行目の「違法な点があったと認めることはできない。」を「事実があったと認めることはできず、争点(4)に係る控訴人の主張は採用できない。」と改める。

第4 結論

よって、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であるから、本件控訴をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所岡山支部第2部

裁判長裁判官 片野 悟好

裁判官 檜皮 高弘

裁判官 濱谷 由紀